

団体等検定制度の概要について

厚生労働省 人材開発統括官
能力評価担当参事官室

上席職業能力検定官 北村 牧子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

- 1 職業能力検定とは
- 2 団体等検定制度とは
- 3 よくある御質問について
- 4 その他

1 職業能力検定とは

- 事業主等による検定の制度や運営方法・実施体制などの「**枠組み**」※について、認定基準を満たしたものを厚生労働省が認定する制度
※ ○**厚生労働省認定**△△協会**団体検定**、×厚生労働省認定○○士
- 外部労働市場に**一定の通用力**※を有する職業能力評価制度として、**新たに団体等検定を創設（令和6年3月）**
※ 合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
国家資格	民間資格	民間資格
厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度 （技能士）	要件を満たす 民間検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の 枠組み を認定	要件を満たす 社内検定を厚生労働大臣が認定 ※ ※検定の 枠組み を認定
都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、132職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・ 実施機関の雇用労働者以外も対象	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・ 実施機関の雇用労働者のみが対象 （団体が実施する場合には会員企業の労働者を含む。） ・現在45企業・団体、114職種認定
・ 学科試験＋実技試験 により評価	・労働者のスキル向上を促すため、原則として 複数等級	

2 団体等検定制度とは（１）

概要

- 団体等検定制度は、事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、**技能振興上奨励すべきもの**※を厚生労働大臣が認定するもの。

※ 技能振興上奨励すべきものの例

- ✓ 団体等検定合格者は、社内での職務等級の昇級に際して考慮される。
- ✓ 団体等検定合格者が現場の責任者として活用されている。
- ✓ 団体等検定を実施することで、業界内の技能水準の統一・向上が図れている。
- ✓ 地域社会における技能尊重の機運が高められる。

認定を受けることの効果

- 認定を受けた団体等検定は、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。
- 認定を受けた団体等検定の名称、対象職種の名称、事業主団体等の名称・所在地は厚生労働省のウェブサイトに表示される。



認定社内検定
ロゴマーク



団体等検定
ロゴマーク

2 団体等検定制度とは（2）

厚生労働省の認定を受けた検定を実施することにより、企業・団体において以下のような効果が期待されます。

1. 技能の見える化・標準化

- ✓ 自己流で行っていた技能を標準化でき、どの店舗でも同じできばえの商品を提供できるようになった。
- ✓ 技能の標準化により、ベテランの暗黙知だった技能が基準として明文化できた。



2. 従業員のモチベーションアップ

- ✓ 検定合格を目標とすることで、必要な基礎知識やスキルの獲得が進む効果がある。
- ✓ 受検や講習会などを通じて継続てきな勉強の場ができ、従業員のモチベーションが向上した。



3. 若手従業員の定着・新入社員の採用

- ✓ 目指す姿が明確となり、目標を持って働けるきっかけになっている。
- ✓ 認定された検定という人材育成システムがあることで、対外的に信頼感を高めている。



4. 地域産業振興に貢献

- ✓ 人材育成と産業振興が連携することで商品の付加価値も向上し、地域産業の振興に寄与している。



2 団体等検定制度とは（3）

主な認定の基準

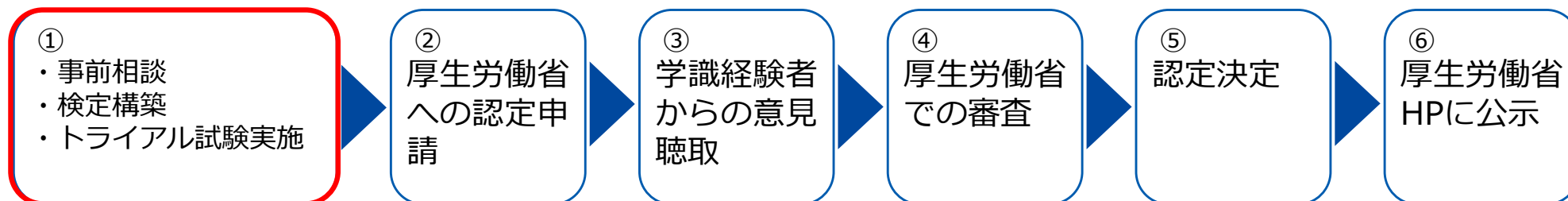
（検定制度）

- ・ 検定が直接営利を目的とするものでないこと
- ・ 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- ・ 合格者については、企業として検定の合否に応じた適切な処遇を実施するなど、労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること
- ・ 全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種、または、成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種であること 等

（検定実施者）

- ・ 検定を適正かつ確実に実施するために必要な経理的・技術的な基礎を有すること
- ・ 検定の公正な運営のための組織が確立され、検定に当たる者の選任方法が適切・公正であること 等

認定申請手続きの流れ



3 Q&A-1

Q1 検定の申請は1級・2級を同時に申請する必要がありますか。今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するというように、分割して申請することはできますか。

A1 団体等検定では、複数の技能、知識の関係性、深さを確認しながら検定の仕組みを構築していくため、原則として、複数等級で申請する必要があります。そのため、今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するといった、分割して申請することはできません。

なお、1級や2級といった複数等級ではなく、単一等級とすることも可能ですが、その場合には、その等級は上級の労働者に相当する知識及び技能レベルに設定する必要があり、基礎的な知識及び技能レベルの単一等級は認められません。

4 Q&A-2

Q2 検定の対象に労働者、求職者が含まれない場合、厚生労働省の認定を受けることはできないのでしょうか。

A2 団体等検定は、職業に必要な労働者の技能とこれに関する知識についての検定ですので、労働者、求職者が受検対象に全く含まれない場合は、認定を受けることはできません。

Q3 「検定が直接の営利を目的としないもの」という要件がありますが、「直接の営利を目的としない」とは、どのように考えればいいでしょうか。

A3 「直接の営利を目的としない」とは、検定実施機関が団体等検定によって検定実施費用を大幅に上回る利益を得ることは認められない、という意味です。そのため、検定実施費用程度の受検手数料を徴収することは可能ですが、認定を受けた後、継続して利益が生じている場合は、受検手数料の見直しが必要になります。

Q4 団体等検定制度の認定要件である「外部労働市場に一定の通用力を有する」とはどのようなことでしょうか。

A4 「外部労働市場に一定の通用力がある」とは、その技能が特定の企業等のみで評価されるものではなく、他の企業や業界で広く評価され、通用することを指しています。

※ 特定の企業等のみで評価される技能についての検定を検討される場合は「認定社内検定制度」をご活用ください。

Q5 団体等検定を検討していますが、他にも同一職種の検定を実施している団体があります。この場合、申請は認められないのでしょうか。

A5 同一職種について複数の検定実施機関を国が認定することによって、技能そのものの評価や、その技能を習得する労働者の社会的評価を確立するうえで混乱を招くおそれがあります。このため、複数の団体が共同で検定を実施する体制を整備するなどの対応を検討してください。

ただし、認定を希望するそれぞれの検定実施機関が地域的に競合せず、審査基準も類似するような場合など、混乱を招くおそれがない場合には、同一職種について複数の検定実施機関を認定する場合があります。

4 Q&A-6

Q6 試験の実施方法として、IBT（Internet Based Test）方式は認められますか。

A6 検定試験は受検者のなりすましやカンニング等の不正を防止するため、試験会場に十分な検定委員を配置し試験を監視すること、写真付き身分証明書等による本人確認を実施すること等が必要です。IBT方式では、受検者が自宅などで試験を受けるため、これらの不正防止手段を十分に確保できません。そのため、現時点ではIBT方式を認めていません。

Q7 受検資格について、検定実施機関が検定とは別に実施している講習の受講等を必須条件とすることは認められますか。

A7 受検者の過度の負担を避けるため、講習の受講等を必須とすることについて合理的な説明ができるかをよくご検討ください。なお、技能講習・特別教育のなど、想定している技能者（職種）が法令により受講が義務づけられている講習等を受検資格とすることは差し支えありません。

4 Q&A-7

Q8 団体等検定を、その職種で必要な技能・知識を習得する研修や訓練等の修了試験として位置づけて実施することはできますか。

A8 団体等検定は、通常の業務で習得した技能・知識を評価するためのものであり、研修等の修了試験と位置づけることは認められません。もし研修等を行う場合には、団体等検定と研修等の実施期間を最低でも2ヶ月程度（最低でも1ヶ月以上）あける必要があります。

Q9 受検対象者数の目安がおおむね200名程度とされていますが、200名に満たない場合は認定されないのでしょうか。

A9 受検対象者数の200名という数字は、団体等検定が毎年継続的に実施されるための目安としてお示ししているものです。受検対象者数が200名未満であっても、継続的に毎年1回以上実施されることが確認できる場合、認定は可能です。

Q10 実技試験問題をどのように設定したらいいのかわかりません。

A10 実技試験は、①製作等作業試験、②実地試験、③計画立案等作業試験、④判断等試験のいずれか、又は複数を組み合わせる必要があります。業界で必要とする技能者像に基づき、受検者が持つ知識や理論に裏付けられた判断力・応用力を評価できる試験を作成してください。

①製作等作業試験

制限時間内に物の製作、組立て、調整などを行う試験。

③計画立案等作業試験

実地的な対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別、判断、測定、計算などを行う試験。

②実地試験

疑似的な現場の状況等を設定し、人がモデルとなってロールプレイ等の実地動作、又は口述を行わせる試験

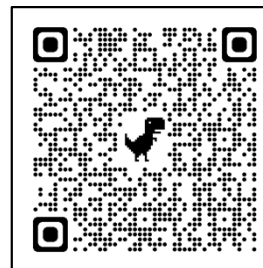
④判断等試験

受検者に対象物又は現場の状態等を、原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせる試験

5 その他

次回の出張相談会は1月30日に東京で開催する予定です。詳細は厚生労働省ウェブサイトで公表します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html



団体等検定制度



トピックス

New !

- **2024年12月17日**に、第3回「団体等検定制度についての出張相談会」を大阪で開催します。[6 説明会等](#)をご参照ください。